

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノジマ松本店・ツルヤ平田店

松本市平田東2-21-1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ノジマ

神奈川県相模原市中央区横山1-1-1

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ノジマ	野島 廣司	神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番地20号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ノジマ	野島 廣司	神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
三菱HCキャピタル株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング

4 変更した年月日

令和3年4月1日

5 届出年月日

令和4年1月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年1月20日から令和4年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和4年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
上小漁業協同組合	上田市常田1丁目2番16号	内共第1号

2 変更の内容

第8条の表中「9月30日まで」の次に「の期間内で組合が定めて公表する期間。」を加える。

3 変更後の遊漁規則の施行日

令和4年4月1日

園芸畜産課

公告

長野平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年1月20日

長野県長野地域振興局長 吉 沢 正

理事

新任

氏 名 住 所

萩原 健司 長野市大字石渡140番地24

退任

氏 名 住 所

加藤 久雄 長野市大字長野東町156番地

農地整備課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年1月20日

長野県上田地域振興局長 永 原 龍 一

理事

新任

氏 名 住 所

小林 健夫 上田市秋和834番地

上原 伸一 上田市下之条619番地2

退任

氏 名 住 所

高遠 和秋 上田市上塩尻559番地

農地整備課